

## 第3章 評価5項目による評価結果

### 3-1 妥当性

以下の理由により、本プロジェクトの実施は妥当と判断する。

- (1) 本プロジェクトの実施内容がカンボジア・日本国側双方の国レベルの政策に沿った内容となっている。カンボジア側においては、
  - i) 四辺形戦略 Rectangular Strategy、
  - ii) カンボジア・ミレニアム開発目標 Cambodia Millennium Development Goals (CMDG)、
  - iii) ジェンダー平等推進5カ年計画 Neary Rattanak II、
  - iv) 女性差別撤廃条約 Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women (CEDAW)、日本側においては ODA を通じた「ジェンダーと開発 (GAD) イニシアティブ」、JICA の国別援助計画に沿った内容となっている。
- (2) 本プロジェクトが R/D 時に示されたカンボジア側のジェンダー分野における開発課題の解決に貢献している。
- (3) 女性省 (MoWA) 及び関連省庁 (line ministries) の職員はほぼ適切に選定され、効果の便益が公平に分配されている。
- (4) 日本側によるジェンダー統計及び主流化を分野とする協力において、日本側は十分な経験と知識を有している。

しかしながら、以下のような問題点が見受けられ、解決する必要がある。

- (1) PATF メンバーの中には、各省のジェンダー・ワーキンググループの構成員となっていないメンバーがいる。各省でジェンダー視点に立った政策が効果的かつ効率的に立案、実施されるためにも、PATF メンバーにはジェンダー・ワーキンググループの構成員になってもらうことが必要である。
- (2) 女性省内に新設されたジェンダー平等局 (Department of Gender Equality) 及び経済開発局 (Department of Economic Development) の職員が PATF メンバーの構成員になっていなかった。これら2局が本プロジェクトへ関与することは、プロジェクト目標を達成させるうえでとても重要である。このため、これら2局の職員を PATF メンバーの構成員に含めることが必要である。

### 3-2 有効性

以下の理由により、本プロジェクトの実施は有効と判断する。

- (1) プロジェクト目標で説明しているジェンダー主流化の効果的メカニズム開発について、ジェンダー視点に立った政策立案手法が開発されつつあり、また、女性省と関連省庁の相互協力により開発されていることから、本プロジェクトはプロジェクト目標の達成に向けて進行していると判断する。
- (2) 成果 1 の達成状況：女性省及び関連省庁の関連局（Department）の機能は強化されつつある。これは、ジェンダー情報を収集して調査を立案する能力の向上が図られていること、また立案された政策実施の能力においても向上が図られていることからこのように判断する。
- (3) 成果 2.1 の達成状況：PATF による協力的活動を通じて女性省と関連省庁間のネットワークが構築されつつある。
- (4) 成果 2.2 の達成状況：日本のナショナル・マシーナリーとのネットワークが開発されつつある。
- (5) 以上の成果 1、2.1、2.2 は、プロジェクト目標を有効に達成させるうえで貢献していることが確認された。また、プロジェクト目標達成を阻害する要因は特になくとも確認された。このため、プロジェクト目標はプロジェクトが終了するまでに達成するものと考えられるが、プロジェクトの残り期間内で目標を達成するには立案された政策実施の能力、及びそのモニタリング／評価能力の開発を図っておく必要がある。

### 3-3 効率性

以下の理由により、本プロジェクトは効率的に実施されていると判断する。

- (1) 成果がこれまでカンボジアと日本で実施された訓練やセミナー等の活動により達成されていること。
- (2) プロジェクトの初期段階でカウンターパートは、英語による意思疎通、職習慣の違いで困難と感じていたものの、これらの状況は改善されつつあり、そして効率的な成果産出に貢献していること。

しかしながら、PDM に示されていなく成果を産出するのに直接は貢献するとは考えられない活動も行われていることが確認された。このような事態があったことを踏まえ、プロジェクトで行うべき活動は、プロジェクト目標達成に貢献する活動を計画的に行う必要がある。

さらに、プロジェクトの残り実施期間を考慮し、パイロットプロジェクトはできるかぎり早く実行できるように計画する必要がある。

### 3-4 インパクト

中間評価の段階においては、本プロジェクトが成功裏に終了すれば上位目標は達成すると判断する。上位目標、プロジェクト目標、外部条件が適切に配列されていることから、このように判

断する。なお、中間評価の時点で負のインパクトは確認されなかった。

### 3-5 自立発展性

中間評価時点において、ジェンダー主流化のメカニズムの持続性につき影響を与えると考えられる正・負の要因が以下のとおり見受けられた。

#### (1) 正の要因

- 1) Neary Rattanak II (2004～2008) や NSDP (2006～2010) のようなカンボジア側の政策により、ジェンダー主流化の支援が継続して行われること。
- 2) ジェンダー主流化のメカニズムが一度構築されれば、一部のパイロットプロジェクトにおいてはプロジェクト終了後も持続すると期待できること。

#### (2) 負の要因

- 1) カンボジア政府でジェンダー分野の予算編成の手続きが完了しなければ、持続性に影響を与えると考えられること。
- 2) 女性省内のジェンダー平等局と経済開発局の職員が本プロジェクトに配属していないこと。これら2局はジェンダー視点にたった政策・戦略立案に直接的に関わる担当局である。担当局の職員が本プロジェクトに関与していなければ、本プロジェクトによりジェンダー主流化の効果的メカニズムが開発されても、プロジェクト終了後、これを維持していくことに負の影響を及ぼすと考えられる。

## 第4章 ジェンダー主流化の観点からの評価

ジェンダー政策立案支援計画プロジェクトの上位目標は、カンボジア政府におけるジェンダー主流化の促進を図ることであり、プロジェクト目標は、「女性省及びいくつかの関連省庁において組織的能力の向上が図られ、カンボジア政府内においてジェンダー主流化の効果的なメカニズムが構築される」ことである。したがって、本章では、ジェンダー主流化促進のための効果的なメカニズム構築とは何か、どのような指標によりジェンダー主流化のメカニズム構築を評価するのか、という点について、特に日本の経験を参考にしながら、同プロジェクトの評価を試みた。

ただし、今回の中間評価調査団においては、5項目評価及びプロジェクト側が提示した中間評価グリッドに基づく評価作業に重点が置かれたため、カンボジアにおいて何がジェンダー主流化の効果的なメカニズムであるのか、すでに何らかのメカニズムがあるのであれば、その現状と課題は何かなどという点に関して、時間的な制約から専門家とカウンタパートとの間で十分協議する時間がとれなかった。

すでにプロジェクトでは、女性省及び関連省庁を含めた政策分析タスクフォース（PATF）という枠組みを構築し、さまざまなジェンダー研修や行政能力向上を図ってきたが、有効なメカニズムのあり方に関しては、カンボジア政府とも協議中であると推測される。したがって、以下の評価分析は、かならずしもプロジェクト及びカンボジア政府の意向を十分反映したものではなく、あくまで本中間評価団が収集した情報に基づき分析・考察を行ったものであり、今後のプロジェクト運営に関して、何らかの参考となれば幸いである。

### 4-1 カンボジアにおけるジェンダー主流化推進の現状

#### (1) ジェンダー主流化の定義

ジェンダー主流化（gender mainstreaming）は、1985年以降注目されるようになり、北京で開催された第4回世界女性会議（1995）以降、政府や国際機関で積極的に推進されるようになったアプローチである。1997年の国連経済社会理事会（ECOSOC）の決議では、ジェンダー主流化とは、「ジェンダー平等を達成することを最終目標として、あらゆる分野のすべてのレベルの政策（法律、政策、プログラム）の実施が、女性と男性に与える影響を評価する（assessing）過程である」としている。また、「女性と男性が平等に便益を受け、不平等が持続しないよう、政治、経済、社会すべての分野における政策やプログラムを、計画・実施・モニタリング評価するという一連の側面に、女性、男性の関心と経験を統合する戦略である」と定義している。このようなジェンダー主流化への取り組みは、さらに国連特別総会2000年女性会議で採択された政治宣言と「成果文書」のなかで、各国政府のグローバルな公約として位置づけられている。

ジェンダー主流化とは、女性が男性と平等に社会や開発に参加すること、女性を開発の中心と置くことと考えられがちであるが、そうではなく、むしろ国内の政策・施策を通じてジェンダー平等（男女共同参画）という目的を達成するためのプロセスかつ手段であり、政策概念としてとらえられる傾向が強くなってきている。我が国では、内閣府男女共同参画局が実施している、男女共同参画影響調査などに示されているように、すべての政策・施策・事業をジェンダーの観点でとらえなおすというプロセスである。

我が国の場合は、政策・施策をジェンダーの視点でとらえなおした成果として、すでにい

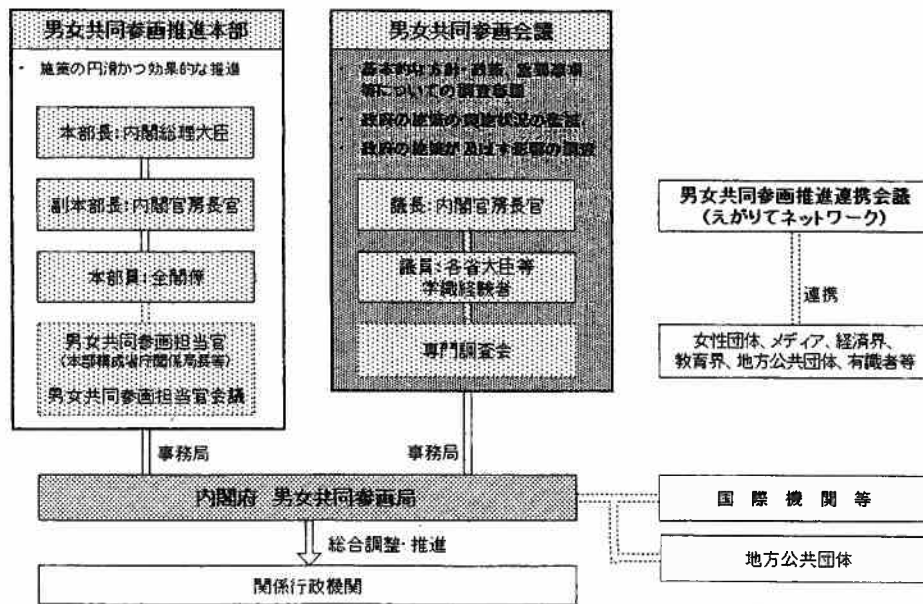
くつかの政策転換が実施された。例えば、世帯ではなく個人を基礎とするような年金・社会保障制度の導入、性別の健康・医療ニーズに基づく「性差医療」の導入、災害をジェンダー視点でとらえた防災計画の策定、などがあげられる。カンボジアの場合にも、貧困削減戦略（PRSP）（2003～05）や四辺形戦略（2004）、国家開発戦略（NSDP）（2005年10月現在策定中、2006年採択予定）などをジェンダー観点からとらえ、すべての開発セクターがジェンダー課題と無縁ではないことを明記したことなどが、同様の成果として考えられる。

(2) ジェンダー主流化を進める体制：ナショナル・マシーナリー

ジェンダー主流化を政府レベルで促進していくための体制として、多くの国は、ナショナル・マシーナリー（国内本部機構）を設置してきた。我が国の場合は、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部、内閣官房長官を議長とする男女共同参画会議、それを支える事務局として内閣府男女共同参画局が設置された（図1を参照）。男女共同参画会議のもとには、「子育てと仕事の両立支援」「女性に対する暴力」「少子化と男女共同参画」「男女共同参画影響調査」「苦情処理・監視」（男女共同参画基本計画の進捗状況のモニタリングなど）の課題ごとに、専門調査会が設置され、民間の有識者と協議・検討する仕組みがつけられている。さらに、市民団体や地方公共団体、関連省庁などとの協議の仕組みも設けられ、ジェンダー主流化を全省庁、全国、官民を通じて促進する総合的なメカニズムが構築されている。

図1.

① 男女共同参画社会の形成の推進に関する推進体制図



※内閣官房長官は、併せて男女共同参画担当大臣を命ぜられている。

出典：内閣府男女共同参画局ホームページ（2005年10月17日現在）

カンボジアの場合にも、ナショナル・マシーナリーとして、1993年に女性担当大臣が指名され、1996年には女性省が正式に設置され、フンシンベック党からム・ソウア女性大臣が任命された（歴史的経緯に関しては、表1カンボジアの年表を参照のこと）。さらに2001年には、「カンボジア国家女性評議会（CNCW）」が設置され、王妃が名誉会長・首相が名誉副会長を務める仕組みがつけられた。女性省は、このCNCWにおける事務局の運営予算を管轄している。CNCWは「省庁間の調整を行い、政府に対して、女性に対するすべての差別及び暴

力を撤廃するために、女性の地位や役割、社会福祉の向上などについて意見を述べるメカニズムである。北京世界女性会議のフォローアップを行い、女性の権利に関する国際条約のフォローアップを行う」とされた。しかし、現時点において CNCW は、女性差別撤廃条約の政府報告書の策定に追われており、本来期待されていた役割を果たしていない。

現在、CNCW の代替的役割を果たしているのは、Technical Working Group on Gender (TWGG) である。これは、2004 年 7 月にフンセン首相が提唱した四辺形戦略 (Rectangular Strategy for Growth, Employment, Equity and Efficiency) の政府・ドナー調整委員会 (Government Donor Coordination Committee : GDCC) のもとに設置された。18 の開発セクターごとに政府関係機関、ドナー、NGO により Technical Working (TWG) が設置され、その一環としてジェンダーと開発を管轄する TWGG が設置された。

TWGG は、女性省大臣を議長として、関連省庁 (局長レベル)、国際援助機関 (ドナー)、NGO から構成され、ジェンダー関連課題の活動調整や意見交換を行い、さらに支援国会合 (CGM) や国家貧困削減戦略 (PRSP)、国家社会経済開発計画 (NSDP) などのマクロ政策への提言を取りまとめる機能を果たしている。事務局は女性省ジェンダー平等局にあり、開催に関しては、UNDP と JICA が交互に調整事務局を務めている。TWGG は 2004 年に設置され、実際に積極的に活動を開始したのは 2005 年になってからであるが、TWG のなかで TWGG は最も活動的なグループの 1 つであると言われている。

関連省庁には、TWGG のためのジェンダー・フォーカル・ポイントが指名されていると同時に、女性省大臣が、各省大臣へ設立要請等に応じ長官 (Secretary of State) などを議長とするジェンダー・ワーキンググループが設置された。2005 年 10 月現在、ジェンダー・ワーキンググループ (GWG) が設置されている省庁は、農村開発省、農林水産省、教育省、保健省、内務省、商業省、鉱工業・エネルギー省の 7 省庁である。このうち ADB の支援もあり、農林水産省の取り組みが最も進んでおり、すでに省としてのジェンダー行動計画が策定されている。

地方では、Seila という地方分権プログラムが、UNDP の支援のもとでカンボジア政府により実施されてきた。全国で 24 州あるうちの 17 州の政府では、Seila プログラムの一環として、地方分権化と地域開発のジェンダー主流化が進められてきた。しかし、実際には女性省と州女性局の職員が中心となって、各州でのジェンダー研修や小規模の収入向上活動などを限られた予算のなかで行ってきたにとどまる。

現在、24 州に州女性局が設置されており、また、いくつかの州には女性省直轄の女性開発センターがあり、職業訓練などを行っているが、予算と人員が不足している。今後、各州のジェンダー状況アセスメントの実施、モニタリングのためのジェンダー指標の設定などが行われる予定である。地方においても、ジェンダー主流化を進めるメカニズムの萌芽は見られるものの、十分機能しておらず、また地方の女性のニーズに十分応えているとはいえない状況である。

### (3) 市民社会によるジェンダー主流化

これまで、政府を中心とするジェンダー主流化について述べてきたが、ジェンダー主流化とは、ジェンダー平等及びエンパワーメントを達成するための手段であり、市民社会のジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの取り組みが、政策や施策に反映され、それを市民

が監視（モニター）し、苦情を申し立てることができるような双方向の説明責任メカニズムが保障されなければならない。ジェンダー平等及びエンパワーメントを達成するためには、市民主体による社会制度や構造の変革がともなうのである。

我が国においては、市民団体や企業の有識者 99 名（2005 年 9 月現在）から構成される男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）がその役割の一端を担っている。しかし、「えがりてニュースレター」が男女共同参画局を事務局として発刊されていることから判断すると、えがりてネットワークは本来の監視・苦情申し立て機能などは果たしておらず、むしろ政府が説明責任を果たすための、政府の情報提供のチャンネルとなっている傾向が強い。国際婦人年連絡会加盟団体（全国組織・47 団体）も活動しているが、積極的に政府に働きかけてきた 1980～90 年代に比べると、政策提言に向けての総合的な機動力が必ずしも高いレベルで持続されているとはいえない。

市民側が自律的に政策の課題設定を行い、政策の監視をしたり、意見や苦情を申し立てたりするための仕組みとして、北京 JAC（Japan Accountability Caucus, Beijing）や日本女性監視機構（Japan Women's Watch: JAWW）が、近年、積極的な機能を果たそうとしている。北京 JAG は、第 4 回世界女性会議で採択された行動綱領の内容を日本の政策として実施すること、そのために必要なロビー活動と研究を行うこと、全国ネットワークとしてグローバルな視点を地域的に広げることなどを目的として設立された NGO である。また、JAWW は、北京女性会議に向けて発足した『NGO レポートを作る会』の後継ネットワークとして、北京行動綱領の実施をモニターするために 2001 年に発足した NGO であり、すでに国際的なネットワークであるアジア太平洋女性監視機構（APWW）に加盟している。これらの団体は、2003 年の ODA 大綱改定のプロセスにおいて、公聴会などを通じて政府に対してジェンダー平等を組み込むようにロビー活動を行い、さらに 2004 年には国立女性教育会館の統廃合をめぐる政府の検討会に対して積極的に働きかけた。しかし、これらはきわめて小規模な団体であり、例えば 50 万人の会員を有する米国の National Organization for Women : NOW のようなシステムティックな情報収集能力や活動規模、監視能力や機動力は有していない。ジェンダー主流化促進のためには、より積極的に市民社会が行動し、政策に迅速に働きかけていくようなメカニズムが必要である。

カンボジアには、Gender and Development Network of Cambodia（GADNet/C）という、NGO や政府機関、ドナー、国連機関などの 60 団体から構成されているネットワークが機能している。これは、関係機関の間でジェンダーと開発プログラムの情報交換をする、カンボジア市民と開発関係者に対してジェンダー平等と女性の権利に関して理解を深め、ジェンダーに関して啓発活動を行い行動することを調整・支援するということなどを目的としてつくられたものである。「ジェンダーと開発/カンボジア（GAD/C）」という NGO がこのネットワークの事務局となっている。

GAD/C は、1995 年にオランダ政府が実施したジェンダー能力アセスメント調査の結果をもとに、女性 NGO の能力強化をする目的で、1997 年に成立した。女性 NGO の研修の実施、インターンシップ、啓発活動、ネットワーク構築、調査研究などを行ってきた。理事会には、国内・国際 NGO 及び女性省が含まれており、市民、政府、ドナーの連携を図っている。女性に対する暴力反対キャンペーン、女性に対する暴力反対のための男性ネットワークの構築（Cambodian Men's Network : CMN）、「Gender Watch」という定期刊行物の出版などを行って

いる。1999年9月には、第1回全国会議を開催し3年計画を作成した。2002年9月には、GAD/CとCMNの共催で第2回全国大会を開催し、女性NGO、国際NGO、女性省、国際援助機関など、全国から約300名の男女の参加があった。

カンボジアでは最近、ローヤルプノンペン大学の環境学部に開発とジェンダー論コースが新設されたが、大学院レベルには専攻がなく、研究センターも存在しないため、持続的にアカデミックな政策研究のインプットを期待できるような体制は整っていない。GAD/CやCenter for Advance StudiesなどのNGOが、ドナーなどの依頼を受けて、特定のテーマに関して社会調査研究を実施しているのが現状である。

GADNet/Cは、これまでジェンダー平等を推進するための、政府の意思決定機関、監視・苦情処理及びモニタリング評価を行う機能を果たしてきた。しかし、全国的な規模で活動しているわけではなく、どうしてもプノンペン中心になりがちである。今後、政府の政策に対してより積極的に働きかけていけるようなメカニズムはどうあるべきか、ジェンダー主流化を促進していくためには、どのような能力強化や連携強化が必要になるのかなどに関して、市民社会の側からもより明確な方向性を打ち出していく必要があると思われる。

#### 4-2 カンボジアにおけるジェンダー主流化推進に果たす本プロジェクトの役割と今後の課題

上記のような、カンボジア全体のジェンダー主流化の仕組みや現状を踏まえ、特に本ジェンダー政策立案支援計画プロジェクトがどのような役割を果たしてきたのか、さらに残されたプロジェクト期間にどのような観点で活動することが望ましいのかについて検討した。ただし、今回の評価調査では情報を十分収集することができなかつたので、分析は限定的なものとなっている。

##### (1) 政策、施策・事業のジェンダー主流化

###### 1) マクロ政策への働きかけ

マクロ政策への働きかけについては、本プロジェクトは、UNDPやADB、その他のドナーとともに貧困削減計画、四辺形戦略、国家開発戦略計画（2006～2010）などにジェンダー主流化プロセスを組み込む努力をしてきた。その結果、貧困削減計画や四辺形戦略にジェンダー主流化が組み込まれた。また、2006年に制定予定の国家開発戦略計画にも、現在、働きかけが行われている。さらに、ジェンダー主流化が実現されるためのメカニズムとして、TWGGが機能しており、本プロジェクトがUNDPと共催で開催事務局を務めていることは、大きな成果である。

今後は、実際にどのような計画内容に対して、どのような予算措置がとられ、どのように具体的にジェンダー主流化に取り組んでいくのかについて、成果をとまなう計画の実現に向けて、政策執行・監視メカニズムなどを明確化することが必要である。

###### 2) 施策への働きかけ

本プロジェクトは、第1次ジェンダー平等推進5カ年計画（ニアリ・ラタナ I, 1999～2003）に基づき案件形成が行われ、2003年8月に開始された。その翌年2004年には、第2次ジェンダー平等推進計画（ニアリ・ラタナ II, 2004～2008）が策定され、実施することとなった。この第2次計画策定に対しては、本プロジェクトからのインプットもあり、ジェンダー主流化促進が大きな柱となり、本プロジェクトの活動はこの第2次計画に組み込まれた。したがって、本プロジェクトは、カンボジアのジェンダー主流化の施策・策定



及び推進において中心的な存在となっている。

この第2次計画では、①国家開発戦略計画へのジェンダー主流化、人口健康サーベイ、青少年政策、②地方開発、意思決定への参画（行政官、コミュニケーション評議会、国会など）、③TWGG などへのドナーの支援が表明されている。そのうち、JICA は人口健康サーベイを実施すること、社会経済サーベイを実施し、ジェンダー視点に立った政策策定のための調査研究及び分析を実施すること、TWGG について UNDP と共同調整事務局となること、などが明記されている。人口・健康サーベイに関しては、本プロジェクトが直接支援は行わないものの、JICA のほかの統計支援プロジェクトで対応することになっている。したがって、今後の課題は、このような人口や社会経済調査分析を実施した成果として、どのような過程や制度を経て、政策策定・提言に結びついていくのかというメカニズムを明確化していく必要がある。

### 3) 施策・事業の計画・実施・モニタリング評価

本プロジェクトでは、女性省をはじめとして各関連省庁におけるさまざまな施策・事業の計画・実施・モニタリング評価能力向上のために、試行錯誤を繰り返し、計画策定過程に関して「PGM メソッド」を開発した。この PGM メソッドというのは、女性省及び関連省庁、NGO のメンバーから構成される「政策分析タスクフォース (PATF)」のメンバーを対象に行われてきた一連の研修の成果であり、以下の図 2 のような流れになっている。ただし、これはまだ完成したメソッドではなく、本プロジェクトの中間時点までに行ってきた計画手法を例示したものに過ぎない。

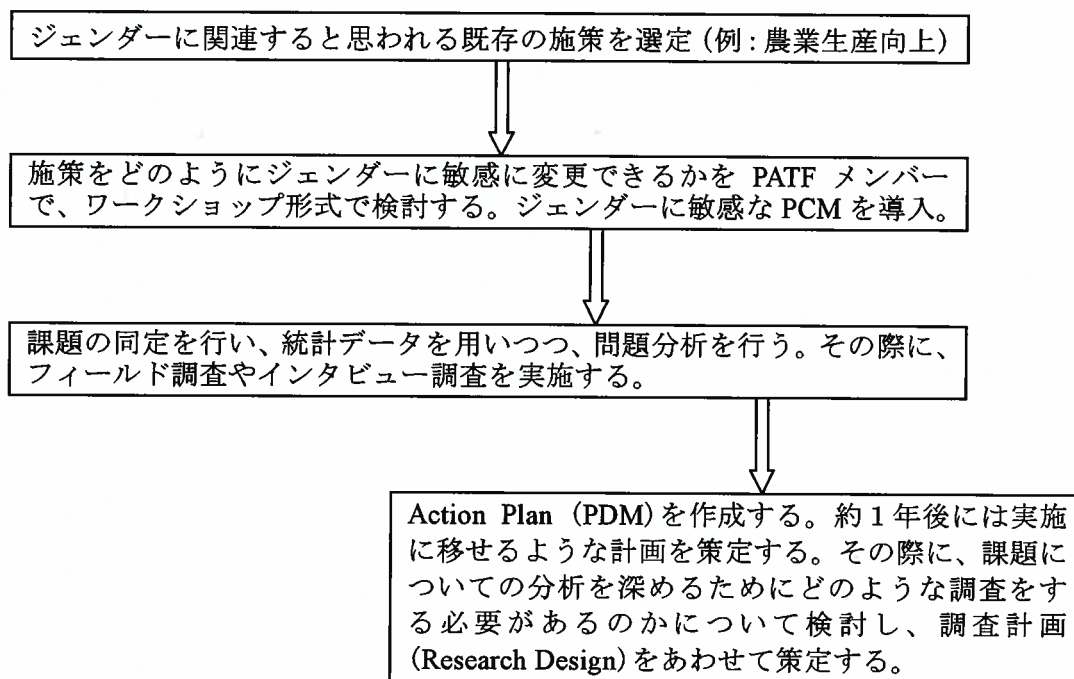


図2 PGM メソッド

この PGM メソッドは、現場の声を聞いたことのない中央省庁の行政官が、現場のニーズに基づいて政策策定ができるようになるために考案された方法である。まず、それぞれの担

当省庁の政策のなかで、特にジェンダー視点に立って策定する必要があると思われる政策を取り上げ、そのなかでのジェンダー課題を明確にしていくことから始まる。ジェンダー課題について、計画省国家統計局（NIS）が作成している統計を見ながら、課題を確認し、ジェンダー視点に立って既存の統計の妥当性や分析に必要な指標などを検討する。現状問題分析を行い、簡単な PDM を作成したのち、さらに不明な点や課題について実際にフィールド調査をするためのリサーチ・デザインを作成する。ここまでの間、本プロジェクトのこれまでの期間で行ってきたプロセスである。

フィールド調査は、実際にコンポンチャム州で実施され、地方政府の行政官・州女性局の職員も参加した。その結果、ジェンダーの視点に立った零細企業育成（Gender Responsive Promotion of Micro-Small Enterprise Development in Kampong cham）が関連省庁の共通課題として取り上げられた。例えば、農林水産業省は農業普及サービスへの女性のアクセスの向上、農村開発省はマイクロ・クレジットへのアクセスの改善・労働職業訓練省は技術訓練における女性の参加向上（カリキュラムの見直し、研修の方法なども含む）、鉱工業・エネルギー省は農産品加工の市場化への改善、商業省はマーケット情報へのアクセスの改善、などに注目する活動を実施する計画を策定し、今後さらに詳細な調査を実施し、実現可能な計画を策定していく予定になっている。関連省庁により、一定の「地方連携開発モデル」が開発されたといえる。

女性省と州女性局は、このモデルの調整・推進（モニタリング評価）の中心的役割を果たし、地方レベルでのジェンダー主流化の促進、及び地方と中央の連携を促進するメカニズムを開発することになる。中央レベルと同様に、地方政府内における PATF を構築し、地方の市民社会との連携を促進するメカニズムを構築していくことなどが、今後の検討課題である。

この一連の計画策定プロセスは、中央のみならず地方の行政官が現場のジェンダー・ニーズを理解し、それに基づいた計画や政策を策定し、その執行をモニタリング評価することを通じて、ジェンダー視点に立った政策策定を行えるような行政能力向上を目的としたものである。したがって、本プロジェクト期間の後半では、カンボジアの現状に即した総合的なジェンダー主流化のメカニズムが構築されることが成果として期待されている。

## (2) 女性省を中心とした制度構築

### 1) ナショナル・マシーナリーの強化

本プロジェクトでは、ナショナル・マシーナリーの基本的な政策分析能力の強化に努めてきた。その結果、行政官の計画能力は向上したといえる。しかし、ナショナル・マシーナリー体制そのものの改善に関してはさらに考察していく必要がある。特に、政策能力強化という目的を達成するためには、本プロジェクトが直接のカウンターパートとしている計画・統計局の役割の見直しや、ジェンダー平等局との連携推進などが不可欠である。さらに、目的を達成するためには、女性省の権限、予算、人員、期待される成果に見合った体制がどうあるべきかについて全体計画を策定する必要があると思われる。

### 2) TWGG の構築・強化

TWGG は、UNDP と本プロジェクトが交互に事務局機能を果たし、開催してきているが、TWGG の機能強化に対する方針は明確ではない。また、CNCW が十分に本来の機能を果た

していないことに関する現状分析が必要である。TWGG のみで十分 CNCW の機能をカバーできるのか、法案策定のためなどに、より高い政策レベルの装置として TWGG を機能させる必要はないのか、CNCW と TWGG を合体したほうがより有効なナショナル・マシーナリーのメカニズムにならないのか、などについて検討する必要がある。さらに、JICA プロジェクトの通常の仕組みとして、合同調整委員会（JCC）が開催されているが、これは本来、プロジェクトの運営に関して設置される仕組みであるが、政策提言メカニズム構築のために、JCC のより有効な活用方法などが無いのか検討の余地があるかもしれない。

PATF、TWGG、CNCW、JCC などの仕組みのそれぞれの役割・機能と課題、それらを踏まえた総合的なジェンダー主流化のための有効なメカニズム構築はどうあるべきかについて、関係者間で協議していくことが必要である。

### 3) NGO との連携強化

政府を中心としたジェンダー主流化メカニズムと市民社会の参画の仕組みは、ジェンダー平等とエンパワーメントを促進するための両輪である。どちらか一方が強すぎても前に進まない。

カンボジアにはさまざまなナショナル NGO と国際 NGO が活動しており、優秀な人材も政府より NGO に流れている。女性省と NGO の連携が有効に機能し、成果をあげた例として、以下の Box 1 にあるように、家族による暴力防止法案の成立、人身取引対策などがあるが、どのような政府・NGO の連携メカニズムが形成されれば、カンボジア社会においてジェンダー主流化が推進されるのかについて分析していくことが必要である。

カンボジアの市民社会によるジェンダー主流化への取り組みは、前述のように GAD/Net-C のような NGO グループのネットワークに依存しているのが現状であるが、どのような仕組みを構築すれば、市民からの政策モニタリング機能が高まるかなどについて、引き続き検討していくことが望ましい。

### <Box 1 女性省と NGO ネットワークを中心とした特定の成果>

女性省は、いくつかの課題に関して、具体的な成果をあげてきた。特に、女性に対する暴力に関して、啓発的・主導的な役割を果たし、法制定という業績を残した。調査によると、カンボジアでは、15歳以上の既婚女性の23%が肉体的・性的な家庭内暴力の被害を受けたことがある。世帯主として男性が家族の規律を守り、「再教育・しつけ」をするものであり、その際に暴力を振う「権利」があると考えられてきた。既存の刑法では家庭内暴力に踏み込めなかったため、NGOグループと女性省が中心となり、家族による暴力禁止法案を策定し、啓発活動を継続してきた結果、2005年9月に法案が国会で承認された。2005年10月現在、女性省は、社会開発部法的保護課家庭内暴力対策室を設置し、この問題に取り組んでいる。国家が女性に対する暴力は人権侵害であるという明確な法的根拠を示すことは、国家の説明責任（アカウンタビリティ）を果たすことであり、それは女性の人権に関する人々の意識を変化させ、暴力の予防につながると思われるものの、今後、限られた予算のなかでの有効な法の執行が課題となってくる。

人身取引に関しても、1996年に人身取引法が制定されてから、積極的に取り組んできた。カンボジアは、人身取引の送付、経由、受入国であり、偽装結婚、養子縁組などのさまざまな形態を用いて人身取引が行われている。推定で、10万人の被害者がいるとされている。情報の欠如、貧困、失業、家庭内暴力、低教育水準、家庭崩壊、性差別、脆弱な法執行力などが要因として考えられる。性産業に従事する女性は、毎年増加しており、その15%は18歳以下の子供である。また、カンボジア内にいるベトナム人の性産業従事者は2~3万人いると言われている。女性省をはじめとして、政府は人身取引と人身の商業的性的搾取に関する5カ年計画、人身取引タスクフォース、COMMITなどの枠組みに基づき対策をとっている。さらに、Be Smart Be Safeキャンペーン、24時間ホットライン、人身取引ブローカーなどの訴追手続き強化、法整備を図っている。被害者へのサポートはIOMによる送還、カンボジア女性クライシスセンター（Cambodian Women's Crisis Center）などのNGOによる救済、UNICEFによる人身取引リスクの高い子どもたちのモニタリングなども行われている。政府は、在外大使館を通して送還作業も行っており、タイ・ベトナム（2005年10月）と人身取引に関する二国間協定（MOU）を締結した。表面化しているだけでも、毎月800人がタイへ人身取引され、タイ政府により400人が送還されてきている。

表-1 カンボジアの年表

年	主な出来事	ジェンダー関連 (及びドナーの支援計画)
1963	ポルポトの結成 (内戦)	
1991	パリ和平協定	
1992	UNTAC 派遣	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW) の批准
1993	総選挙. 憲法制定 (ジェンダー平等が明記). 刑法制定 (UNTAC).	女性担当大臣の設置 (Secretary of State of Women's Affairs)
1994	National Programme to Rehabilitate and Develop Cambodia (NPRD)	
1995		第4回世界女性会議 (北京) に出席
1996	第1次社会経済開発 (5カ年) 計画 (SEDP I : 1996~2000)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性省の設置 (1月24日)</li> <li>・人身取引対策法案の成立 (Law on Suppression of Abduction, Human Trafficking and Exploitation of Human Being)</li> </ul>
1997	政変 (7月). 労働法制定	
1998	新政権 (11月)	
1999	カンボジア支援国会議 (東京, 2月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次ジェンダー平等推進5カ年計画 (Neary Rattanak I).</li> <li>・女性省から女性・退役軍人省へ改組 (8月23日)</li> <li>・UNIAP によるコミュニティー支援計画</li> </ul>
2000	カンボジア・ミレニアム開発目標採択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連女性2000年会議に出席</li> <li>・IOM・フィンランド (女性の法識字支援計画)</li> </ul>
2001	第2次社会経済開発 (5カ年) 計画 (SEDP II : 2001~05). 土地法の制定.	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カンボジア国家女性評議会の設置 (Cambodian National Council for Women : CNCW)</li> <li>・NGO による女性差別撤廃条約報告書の提出</li> <li>・UNDP による Seila におけるジェンダー支援計画 (17州対象)</li> <li>・UNFPA による健康サービス支援計画</li> <li>・ILO/Japan による女性雇用支援計画</li> <li>・FAO による農村女性研修支援計画</li> </ul>
2002	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家貧困削減戦略 (2003~05). (ジェンダー主流化方針を含む).</li> <li>・日本のカンボジア国別援助計画策定 (2月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オランダによるジェンダー能力向上計画</li> <li>・ADB による経済エンパワーメント支援計画</li> <li>・GTZ による法的支援計画</li> <li>・UNFPA によるリプロダクティブヘルス支援計画</li> <li>・ニュージーランドによるビジネス支援計画</li> </ul>
2003	総選挙 (6月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA ジェンダー政策立案支援計画プロジェクトの開始 (2003-08).</li> <li>・第1回政府による CEDAW 報告書提出</li> </ul>
2004	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四辺形戦略採択 (7月) (人的資源開発の一環としてジェンダー主流化の推進が明記). 政府とドナー調整委員会のもとに 17 の Technical Working Groups の設置</li> <li>・第3次社会経済開発計画策定 (第2次国家貧困削減戦略と合併)</li> <li>・第7回 CG 会合 (12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA プロジェクトにより政策分析タスクフォース PATF の設置 (2月)</li> <li>・女性・退役軍人省から女性省へ改組 (7月) Technical Working Group on Gender (TWGG) の設置 (9月)</li> <li>・第2次ジェンダー平等推進計画 (Neary Rattanak ; Gender Equality Four Year Strategic Plan II : 2004~08)</li> <li>・女性に対する暴力防止法案 (閣僚会議で承認)</li> </ul>
2005		<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性省内にジェンダー平等局の設置 (2月)</li> <li>・北京プラス10 会合出席</li> </ul>
2006	国家開発戦略 (NSDP : 2006~2010)	

出典 : (田中作成、2005.11 現在)

## 第5章 PDMの改訂

プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）の改訂手順として、まず現地の実情に反映させてプロジェクトチームにより改訂案の素案が作成され、そして日本側評価調査団によるレビューが行われたうえで改訂案が作成された。この改訂案につき、日本側評価調査団によりワークショップ形式の会議を通して合同調整員（JCC）やPATFメンバーを含む関係者へ説明が行われ、関係者と改訂案について意見交換が行われた。

ワークショップの場で日本側調査団が改訂案の修正、加筆されたすべての箇所及び理由を説明した後、関係者より受けた意見・質問の内容は、PDMの論理構造につきさらなる説明を求めるものと、PDMの各要素（上位目標、プロジェクト目標、成果等）の英文表現につき、さらに説明を求める内容であり、大幅に改訂案の修正を求める意見・質問は受けなかった。

後に、この改訂案はワークショップの場で関係者により同意され、正式な改訂案（PDM ver.2）として承認されることとなった。当初案（PDM original）から改訂案（PDM ver.2）への変更点及び変更理由を以下の表に示す。

当初案 (PDM original) の構成要素	変更または追記された箇所	理由
プロジェクト名	“PGM” が括弧書きでプロジェクト名称の後に加えられた。	本プロジェクトは PGM と通常呼ばれているため。
対象地域	“対象地域：コンボンチャム州” と対象分野として経済的エンパワーメントを追加	コンボンチャム州がパイロットプロジェクト対象地として選定され、対象分野もエコノミック・エンパワーメントと決定されたため。
ターゲット・グループ	“女性省（MoWA）及び関連省庁の行政官”（Officers of Women’s Affairs (MoWA) and the Selected Line Ministries）に変更	1) 政府機構の改変後、当初の女性退役軍人省（Ministry of Women and Veteran’s Affairs）が女性省（Ministry of Women’s Affairs）に名称が変わったため。 2) 担当省の職員をターゲット・グループに含める必要があると考えられたため。
スーパー・ゴール	“will be” を “is well promoted and” に変更	期待する状況を示すため、未来形から現在形に変更した。
上位目標	“will be” を “is” に変更	期待する状況を示すため、未来形から現在形に変更した。
上位目標の指標1	“including SEDP III” を “incorporated in NSDP” に変更	NSDPの方がより適切と考えられたため。
上位目標の指標入手手段	1. SEDP III を “NSDP” に変更 2. “National Budget and” を追加	1. SEDP III は存在していなかったため、NSDPに変更した。 2. 財政源をより明確に記述する必要があったため。
プロジェクト目標	変更後文章：“女性省及び関連省庁においてジェンダー主流化を促進するための組織的能力の向上が図られ、カンボジア政府においてジェンダー主流化の効果的メカニズムが構築される”（Effective mechanism for gender mainstreaming is developed through upgrading institutional capacity of MoWA and the selected line ministries for promotion of gender equality in the Royal Government of Cambodia）	元の目標ではジェンダー主流化のメカニズム構築について説明していたが、これをプロジェクト実施期間内で達成させることは困難と考えられたため。

プロジェクト目標の指標	1. 変更後文章：“女性省から関連省庁へのジェンダー視点にたった政策提言” (Recommendation from MoWA to the selected line ministries on incorporating gender perspectives in their policies) 2. 変更後文章：“ジェンダー視点に立った政策立案や実施、モニタリング、評価手法” (Developed method for gender responsive policy formulation) (PGM Method)	1. 元の指標では達成させることは困難と考えられたため。 2. CNCW の会合の頻度でジェンダー主流化の推進につき説明するプロジェクト目標の達成度を測ることは困難と考えられたため。
プロジェクト目標の指標の指標入手手段	1. 変更後文章：“女性省から関連省庁への政策提言書” (Recommendation paper from MoWA to the selected line) 2. 変更後文章：“ジェンダー視点にたった政策立案のためのマニュアル” (Developed method for gender responsive policy formulation, implementation, monitoring and evaluation) (PGM Method)	1. 上記変更された指標に合わせて変更された。 2. 上記変更された指標に合わせて変更された。
プロジェクト目標から上位目標へ進む際の外部条件	MWVA を “MoWA” に変更	政府機構の改変後、当初の女性退役軍人省 (Ministry of Women and Veteran's Affairs) が女性省 (Ministry of Women's Affairs) に名称が変わったため。
成果 1	変更後文章：女性省や関連省庁の機能が以下の能力向上により強化される。” (The Functions of the Departments concerned of MoWA and the selected line ministries are strengthened by upgrading;)	女性省内部のより多くの局と担当省の機能強化が必要と考えられたため。
成果 1 の指標	1. “Planning and Statistics Dept” を <u>Departments concerned of MoWA and the selected line ministries</u> に変更	上記で見直された成果 1 に合わせて変更された。
成果 1 の指標入手手段	1. “Planning and Statistics Dept” を <u>Departments concerned of MoWA and the selected line ministries</u> に変更	上記で見直された成果 1 に合わせて変更された。
成果 1 の指標 1)	変更後文章：“1.1.1. 国家統計局や他の組織との協力により、女性省によって収集されたジェンダー情報・資料の数” (The number of collected gender information materials by MoWA in cooperation with NIS and other organizations)	これまでの活動を踏まえ、NIS と共同でジェンダー情報を収集することがより適切と考えられたため。
成果 1 の指標 3)	削除し、“1.1.3 不足するジェンダー情報” (Identified missing gender information) として新規追加	新たに必要な指標として追加された。
成果 1 の指標入手手段 3)	削除し、“1.1.3 ワークショップの報告書に記載されている、不足しているジェンダー情報リスト” (1.1.3. List of missing gender information in the report of workshop) として新規追加	上記追加された指標の入手手段として新たに追加された。
成果 1 の指標 4)	削除	ジェンダー・データを強化する体制が確認されなかったため。ただし、現在 NIS にはその体制がある。
成果 1 の指標入手手段 4)	削除	元の指標 4) が削除されたため。
成果 1 の指標 5)	変更後文章：“1.2 開発されたジェンダー情報リーフレット・小冊子の数” (The number of developed gender information leaflet/ booklet)	変更案の方がより適切と考えられたため。
成果 1 の指標 6)	変更後文章：“1.3 女性省・州女性局、関連省庁・州関連局によって実施されるパイロットプロジェクト (Pilot project implemented and coordinated by MoWA/PDWA/the selected line ministries/ the selected Provincial Departments of selected line ministries)	パイロットプロジェクトは、女性省/女性省地方局 (PDWA) /担当省/担当省地方局により調整されると考えられたため。
成果 1 の指標入手手段 6)	変更後文章：“1.3. パイロットプロジェクト活動報告書” (The projects' activity reports on pilot project)	変更案の方がより適切と考えられたため。

成果1の指標7)	変更後文章：“1.4.2. パイロットプロジェクトの実施にかかるモニタリングの頻度 (The frequency of qualified monitoring on the implementation of a pilot project)	変更案の方がより適切と考えられたため。
(成果1の新規指標)	“開発されたモニタリング評価システム” (Developed monitoring and evaluation system) を指標1.4.1として追加	これを新規追加することが必要と考えられたため。
(成果1の新規指標入手手段)	“1.4.1 開発されたモニタリング評価システム手法の手引き書” (Materials for the developed monitoring and evaluation system) を新規追加	上記の新規指標1.4.1の入手手段として追加された。
成果1の指標8)	変更後文章：“1.4.3. 政策の見直しや新しい政策策定プロセスにフィードバックするために行われるプロジェクト実施評価” (The conducted evaluation to feed back to policy revision and new policy formulation process)	変更案の方がより適切と考えられたため。
成果1の指標入手手段8)	変更後文章：“1.4.3. 提言案を含めたプロジェクトの評価報告書” (The Project's evaluation reports which include draft recommendations)	変更案の方がより適切と考えられたため。
(成果1の新規指標)	“1.1.、1.2.、1.3.、1.4. 女性省のカウンターパートとPATFメンバーの個々の能力” (The level of individual capacity of MoWA counterparts and other PATF members) を新規追加	新規必要指標として追加された。
(成果1の新規指標入手手段)	“1.1.、1.2.、1.3.、1.4. 観察とアセスメントの結果” (Observation and Assessment Results) を新規追加	新規指標1.1.、1.2.、1.3.、1.4.の入手手段として追加された。
成果2	以下の3カ所を変更： i) “MWVA” を “MoWA” に修正 ii) “some” を “the selected” に修正 iii) “Provincial Dept.” を削除し、元の成果を成果2.1に変更	i) MoWAが新規名称となったため。 ii) “the selected”の方がより適切と考えられたため。 iii) “Provincial Dept.”が削除されたため。
成果2の指標1)	削除	不必要と考えられたため。
成果2の指標入手手段2)	削除	上記指標が削除されたため。
(新規成果2.2)	“日本や他の国の本部機構などの関連組織との関係が強化される。” (Relationships with the relevant organizations such as National Machineries of Japan and other countries is established.) を成果2.2.として追加	これまでの活動を踏まえ、新たに必要な成果として追加された。
(新規成果2.1.の指標入手手段)	“女性省や他の関連省庁及び関係組織が実施するジェンダーに関する作業部会(TWGG)の会議の回数。” (The number of Technical Working Group on Gender (TWGG) meetings conducted among MoWA, the line ministries, and the relevant organizations) を新規指標2.1.1.として追加	新規必要な指標として追加された。
(新規成果の指標入手手段)	“TWGG 会議議事録、四半期進捗報告書” (Minutes of TWGG meetings and Quarterly Progress Report) を新規指標入手手段2.1.1.として追加	新規指標2.1.1.の入手手段として追加された。
成果2の指標2)	変更後文章：“2.1.2 プロジェクト実施に際して、PATFメンバーで行う会議やワークショップの頻度 (The frequency of Policy Analysis Task Force (PATF) meetings/ Sub-PATF meetings on the Project's implementation and workshops conducted for PATF members)	変更案の方がより適切と考えられたため。
成果2の指標入手手段2)	変更後文章：“2.1.2 PATF 会議報告書及びプロジェクトの活動報告書” (The minutes of PATF meetings and the project's activity reports)	変更された上記指標2.1.2を踏まえて変更された。



成果からプロジェクト目標、及びプロジェクト目標から上位目標へ進む際の外部条件	MWVA を “MoWA” に変更	政府機構の改変後、当初の女性退役軍人省 (Ministry of Women and Veteran's Affairs) が女性省 (Ministry of Women's Affairs) に名称が変わったため。
活動 1	“Planning and Statistics Dept” を “Departments concerned of MoWA and the selected line ministries” に変更	変更案の方がより適切と考えられたため。
活動 1.0.1	変更後文章: “1.1.1. 女性省と経済的エンパワーメント分野の関連省庁の行政官で構成される政策分析タスクフォース (PATF) が設立される。 (Formulate a Policy Analysis Task Force (PATF) which is composed of some officers of the Departments concerned of MoWA and the selected line ministries on Economic Empowerment)	変更案の方がより適切と考えられたため。
活動 1.0.2	変更後文章: “1.1.2. PATF メンバーの能力を分析し、研修計画を作成する” (Assess the level of capacity of each PATF member and prepare training plans)	変更案の方がより適切と考えられたため。
活動 1.0.3	変更後文章: “1.1.3. プロジェクトについての導入研修を実施し、PATF メンバーのプロジェクトへの理解を深める (Conduct an inception workshop on the Project and develop the understanding of PATF members)	変更案の方がより適切と考えられたため。
活動 1.0.4	変更後文章: “1.1.4. ジェンダー主流化に関する研修を PATF メンバーへ行う (ジェンダー情報、ジェンダー視点に立った経済的エンパワーメント・調査デザイン、ジェンダー分析、政策立案、プロジェクト計画立案、政策実施、モニタリング・評価、施策や法の施行など。 (Train PATF members on basic knowledge (gender information, gender responsive economic empowerment, research design, gender analysis, policy formation, project design, the implementation of policies, monitoring/ evaluation, and the implication of policies and laws) on Gender Mainstreaming)	変更案の方がより適切と考えられたため。
活動 1.0.5	変更後文章: “1.1.5. 研修後の PATF メンバーの能力評価を行い、必要であれば更なる研修を行う。 (Evaluate the level of capacity of PATF member after the training and prepare additional training, if necessary)	変更案の方がより適切と考えられたため。
活動 1.1.1	“in cooperation with NIS and other organizations” を挿入	ジェンダー情報を収集し管理するための能力向上の説明をより具体的にを行う必要があったため。
活動 1.1.2	削除	
活動 1.1.3	変更後文章: “1.2.2. ジェンダー情報をコンピューターに入力する (電子情報化)” (Computerize collected gender information)	
活動 1.1.4	変更後文章: “1.2.3. 不足している国家レベル及び州レベルのジェンダー情報を確認するためのワークショップを実施する” (Conduct workshops and identify missing gender information at national/ provincial levels)	
活動 1.1.5	変更後文章: “1.2.4. 不足しているジェンダー情報収集のための調査立案ワークショップを実施する。” (Conduct workshops to design a research for missing gender information)	
活動 1.1.6	変更後文章: “1.2.5. 不足しているジェンダー情報収集の調査を実施する” (Conduct a research for missing gender information)	
活動 1.1.7	変更後文章: “1.2.6. ジェンダー情報リーフレットや小冊子を作成する。” (Develop gender information leaflet/ booklet)	

活動 1.1.8 と 1.1.9	削除	
活動 1.2.2	変更後文章：“1.3.4. 女性省の幹部職員に対して、関連省庁に提言するための政策案を提出する。” (Submit the draft policies to the management of MoWA to recommend the selected line ministries)	政策立案に CNCW を通す必要性はないと考えられたため。
(新規活動 1.3.1.)	“1.3.1. Develop the method for gender responsive policy analysis” を新規に追加	ジェンダー情報を分析する活動が元の PDM に含まれていなかったため。
(新規活動 1.3.2.)	“1.3.2. ジェンダー視点からの国家及び州の情報・統計分析を促進する。” (Facilitate analyzing national and provincial information/ statistics from gender perspective) として新規に追加	成果に新しい指標が加えられたため、これに必要な活動が加えられた。
活動 1.3.1.	変更後文章：“1.4.1. 関連省庁において立案された政策を基に、ジェンダー視点に立った経済的エンパワーメント分野の事業計画を立案する。” (Make a gender responsive action plan on economic empowerment in line with the formulated policies)	“cooperation with Planning and Statistics Dept and PATF” は不必要と考えられたため。
活動 1.3.2.	変更後文章：“1.4.2. ジェンダー視点に立った経済的エンパワーメント分野の事業を立案し、指標を設定する。” (Design gender responsive pilot projects on economic empowerment, including indicators)	現実的な状況に沿い、このように変更した。
活動 1.3.4.	変更後文章：“1.4.4. 女性センターや州計画局の支援を得ながら、関連組織とともに経済エンパワーメント分野の各事業を実施する” (Conduct the pilot projects' implementation on economic empowerment in cooperation with relevant organizations, and supported by WID Center and PDOP)	プロジェクトがパイロットプロジェクトを行うと考えられたため、“Order” は適切でないと考えられた。その他の箇所の表現も現実の状況に合わせて変更された。
活動 1.3.5.	変更後文章：“1.4.5. 経済的エンパワーメント分野の事業実施について調整・促進を行う” (Coordinate and facilitate the implementation of the pilot projects on economic empowerment)	より分かりやすい文章となるよう修正された。
活動 1.4.1.	変更後文章：“1.5.1. 経済的エンパワーメント分野の事業のモニタリング手法やシステムを開発する。” (Develop a monitoring and evaluation method and system on economic empowerment, including reporting formats)	変更案の方がより適切と考えられたため。
活動 2. ネットワーク	すべての活動の修正	女性省と関連省間のネットワーク構築に関してより具体的に表現することが必要と考えられたため。
活動から成果に進む際の外部条件	1. “Present Project Management does not change” を追加 2. 変更後文章：“研修を受けた女性省のカウンターパートやプロジェクト職員が業務を続ける” (Trained C/P of MoWA, PATF members and Project staff continue to work) 3. 変更後文章：“女性省と関連省庁や NGO との協力関係が安定する。” (Cooperation among MoWA, selected line ministries, and NGOs is stable)	1. この説明が必要と考えられたため。 2. この説明の方がより適切と考えられたため。 3. 女性省と他の関係機関の協力が必要と考えられたため。

## 第6章 今後の計画

本プロジェクトが残りの協力期間で成果をあげ、プロジェクト目標を達成するためには、以下の点に取り組む必要があると考えられる。

### (1) プロジェクト・チームへの提言

- 1) できるかぎり早くコンボンチャム州でのパイロットプロジェクトの実施計画を立案すること。
- 2) 次回の合同調整委員会 (JCC) では成果2 (ネットワーク) の内容について詳細な説明を行うこと。
- 3) 各省のジェンダー・ワーキンググループのなかへ PATF メンバーを構成員として加えてもらう措置を取ること。
- 4) プロジェクト目標達成に貢献する活動を優先的に行うこと。

### (2) 女性省への提言

女性省内のジェンダー平等局 (Department of Gender Equality) と経済開発局 (Department of Economic Development) の職員を PATF メンバーの構成員とさせる措置を取ること。